

特別養護老人ホームへのご入居をお考えのみなさまへ

# 特別養護老人ホーム うえきの郷

## 入所お申込のご案内

特別養護老人ホーム うえきの郷へのご入所の要件と、お申し込みから入居までの流れをご案内いたします。

なお、熊本市内の特別養護老人ホームは共通の「入所申込書」を用いておりますので、市内他特養の入所をご希望の方もご参考までにご覧下さい。

## 1. 入居対象者

介護保険要介護認定で要介護3～5の認定を受けた方が対象となります。

要介護1～2の方の入居には特別な審査が必要となります。）

ご入居頂く方は「熊本県特別養護老人ホーム入所取扱指針」に基づいて定めた順序にしたがってお声掛けしております。従って、お申し込みの早い遅いは入所の順番には大きく影響しません。入所の順番に大きく関係するのは、要介護認定、ご家族の介護の状況、です。また、ご本人の病気の状況や、認知症状のある方はその内容も重要な情報になります。

※常時医療にかかる必要のある方、伝染性患のある方、認知症状のある方で集団生活が著しく困難な方はあらかじめご相談下さい。

※認知症状の状況、医療的処置の内容等によっては一時的に入所をお断りしなければならない場合がございます。

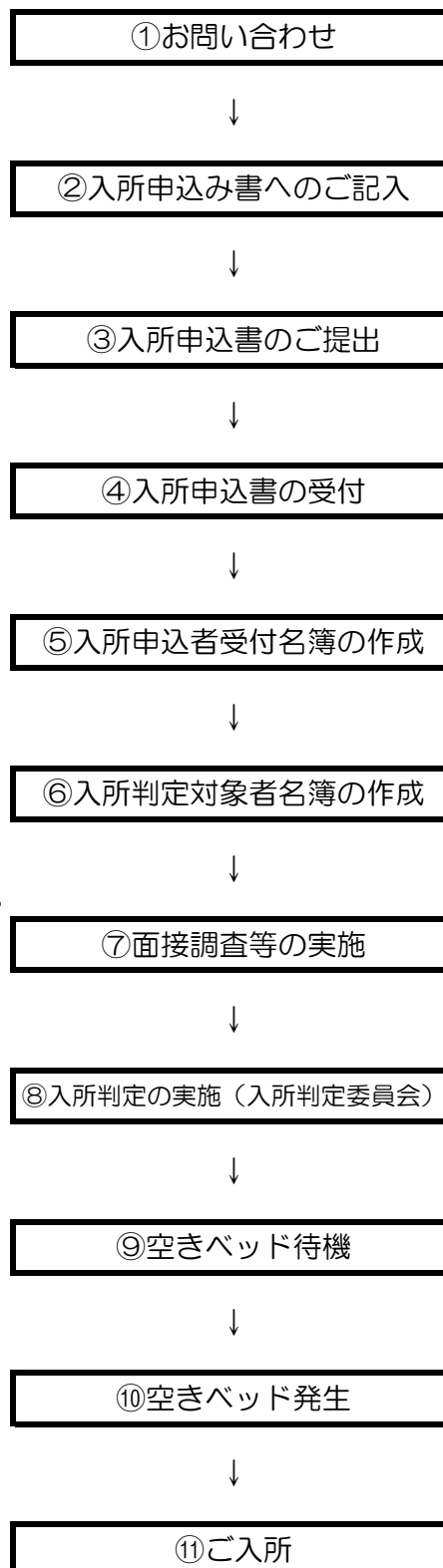
## 2. 利用料金

利用料金は、次の①～④の合算になります。

- ①要介護認定に応じた「介護サービス利用料の1～2割負担分」
- ②「食事に係る費用」（施設によって異なります。）
- ③「居住費」（施設によって異なります。）
- ④その他、医療費、日常生活費、教養娯楽費、理美容費、個別活動費等

### 3. うえきの郷への入所お申込から入所まで

- ①介護が大変でこれ以上、お家での介護が難しい  
と思ったら、まずはお問い合わせ下さい。  
お医者様やケアマネージャーさんから勧められた  
場合も同様です。
- ②熊本市内の特養の入所申込書は全て同じ書式です。  
ご記入の際は、施設名欄を空欄にしてコピー  
されるとうえきの郷だけでなく、他の特養にも  
お申し込みいただけます。  
詳しくは相談員へご相談下さい。
- ③申込書の記入には市役所が作成した手引きが  
ございますが、なかなかわかりにくいことも  
多いかと思います。  
そんなときもお気軽にお問い合わせください。
- ④お書き込み頂いた入所申込書は郵送でもお受け付け  
いたします。なかなか難しい事かもしれませんが、  
出来ればお申し込みと同時に施設にいらして  
いただき、詳しいお話をさせて頂きたいと思ひます。  
お申込書の記載内容については生活相談員が確認  
させていただきます。その際、お申込されても  
入所要件に差し障りが生じている等の場合は、  
その旨をお伝えし、別のサービス施設をお勧め  
する場合がございます。
- ⑤受付けた入所申込書に基づいて、  
入所申込者受付名簿を作成します。  
名簿記載年限は2年間です。  
この間に要介護区分や介護状況、住所等の変化が  
生じた場合は必ずご連絡下さい。  
また、特にご連絡がない場合は、お申込より  
2年後に施設からご状況の確認をさせていただきます。  
確認ができた場合はそのまま待機となりますが、  
確認が出来なかった場合、お申込は無効となります  
のであらかじめご了承下さい。



- ⑥熊本県の特別養護老人ホーム入所基準に照らして入所申込者受付名簿から入所判定対象者名簿を作成します。  
入所ご希望のお申込がある度に記載順位は変動します。
- ⑦入所判定対象者名簿の記載順位に応じて、順次面接調査を実施させていただきます。面接調査では、入所ご希望者のご様子や、介護の状況等を確認させていただきます。この調査は複数回になる場合がございます。また特養に入所された後の生活や医療のことや費用についてご説明いたします。
- ⑧ うえきの郷内に設けた入所判定委員会により、お申込者の入所の適合性を判定させていただきます。判定の結果、入所相当と判断された場合は、その後ベッドの空きが出るのをお待ち頂きます。否相当と判定された場合は、その理由をご説明し、他のサービスをお申込頂くか、適合性が判断されるまで、再度お待ち頂くようにお願いいたします。
- ⑨入所相当と判定された方は、うえきの郷のベッドが実際に空くのを待って頂きます。
- ⑩空きベッドとは、それまでにご入居されていた方が、何らかの理由で退所された場合に発生します。
- ⑪特養は介護保険制度の趣旨に従い、なるべく空きベッドを作らないよう努めねばなりません。このため、入所可能のご連絡から実際の入所まで特別な理由がない限り出来るだけ短い期間の内ににご入居頂きますようお願いいたします。  
※お声掛けしてから入所までの時間がどうしてもかかる場合は、次の方にお譲り頂くことが御座います。あらかじめご了承下さい。

## ご利用料金

うえきの郷へ入所された際に係る費用は、施設サービス利用料と居住費と食費の合算になります。

この内、施設サービス利用料は要介護1～5までのそれぞれで利用料金が異なります。

また、施設の体制やご本人様の必要に応じて加算項目が定められており、これらの加算を加えた額がお支払いの対象となり、合算の1割か2割か3割をご負担いただきます。

「1割か2割か3割」は保険者（市町村）より送付された「介護保険負担割合証」に記載があります。居住費と食費は原則全額自己負担ですが、保険者（市町村）の定める「負担限度額認定証」に応じて負担額を減じることが出来ます。

※「負担割合証」「負担限度額認定証」は共に保険者（市町村）の「介護保険課」が対応窓口ですので、内容をご存知ではない方は必ず確認しておいて下さい。

うえきの郷入居料金表（30日換算）

					★A
要介護	※一割負担分	階層	居住費	食費	サービス利用料
要介護1	19,560	1	24,600	9,000	53,160 ～
		2	24,600	11,700	55,860 ～
		3 ①	39,300	19,500	78,360 ～
		3 ②	39,300	40,800	99,660 ～
		4	60,180	51,000	130,740 ～
要介護2	21,600	1	24,600	9,000	55,200 ～
		2	24,600	11,700	57,900 ～
		3 ①	39,300	19,500	80,400 ～
		3 ②	39,300	40,800	101,700 ～
		4	60,180	51,000	132,780 ～
要介護3	23,790	1	24,600	9,000	57,390 ～
		2	24,600	11,700	60,090 ～
		3 ①	39,300	19,500	82,590 ～
		3 ②	39,300	40,800	103,890 ～
		4	60,180	51,000	134,970 ～
要介護4	25,860	1	24,600	9,000	59,460 ～
		2	24,600	11,700	62,160 ～
		3 ①	39,300	19,500	84,660 ～
		3 ②	39,300	40,800	105,960 ～
		4	60,180	51,000	137,040 ～
要介護5	27,870	1	24,600	9,000	61,470 ～
		2	24,600	11,700	64,170 ～
		3 ①	39,300	19,500	86,670 ～
		3 ②	39,300	40,800	107,970 ～
		4	60,180	51,000	139,050 ～

負担限度額で定められた居住費と食費（1～4の階段が上の表の1～4の階層に対応します）

利用者負担	居住費（1日）	食費（1日）	備考
第1段階	820	300	※第1～3段階は、減額認定を受けている方です。
第2段階	820	390	
第3段階①	1310	650	
第3段階②	1310	1360	
第4段階（基準額）	2006	1700	※減額認定を受けてない方です。

特別養護老人ホームの介護保険加算項目

★B

日常生活継続支援加算	46 円	要介護4.5、認知症割合 そして介護福祉士が一定以上の場合
看護体制加算（Ⅰ）	4 円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算（Ⅱ）	8 円	看護師の基準を1名超える配置と 夜間24時間連絡体制が行われている場合
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 円	夜勤職員の基準を1名超える配置が行われている場合
個別機能訓練加算	12 円	機能訓練を行った場合
若年性認知症入所者受入加算	120 円	受け入れた若年性認知症入所者ごとに 担当者を定めている場合
初期加算	30 円	入所した日から起算して30日以内の期間
再入所時栄養連携加算	400 円	30日を超える病院又は診療所への入院後の再入所 再入所時に医療機関の管理栄養士と連携し 栄養ケア計画を策定した場合
退所前訪問相談援助加算	460 円	入所者の退所前の相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460 円	入所者の退所後の相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400 円	入所者の退所について相談援助を行った場合
退所前連携加算	500 円	入所者の退所に先立って退所後の調整を行った場合
栄養マネジメント加算	14 円	栄養ケア・マネジメントを実施した場合
経口移行加算	28 円	経口接種に移行するための栄養管理を実施した場合
経口維持加算（Ⅰ）	400 円	著しい摂取障害がある方の経口摂取を維持するための 栄養管理を実施した場合
経口維持加算（Ⅱ）	100 円	摂取障害がある方の経口摂取を維持する為の 栄養管理を実施した場合
口腔衛生管理体制加算	30 円	口腔ケアの助言・指導を実施した場合
口腔衛生管理加算	90 円	口腔ケアを行った場合
療養食加算	6 円	療養食を提供した場合
看取り介護加算	144 円	看取り介護の体制があり、死亡日以前4日以上30日以下
看取り介護加算	680 円	看取り介護の体制があり、死亡日前日及び前々日
看取り介護加算	1,280 円	看取り介護の体制があり、死亡日のみ（死亡月）
在宅復帰機能支援加算	10 円	在宅復帰支援を行った場合
在宅・入所相互利用加算	40 円	在宅・入所の相互利用を行った場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円	厚生労働大臣が定める者に専門的な 認知症ケアを行った場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円	厚生労働大臣が定める者に専門的な 認知症ケアを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円	厚生労働大臣が定める者に専門的な 認知症ケアを行った場合
褥瘡マネジメント加算	10 円	入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて評価し、 厚生労働省に結果を報告する場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	18 円	介護福祉士の割合が一定以上配置されている場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	12 円	看護・介護職員の内常勤職員が 一定以上配置されている場合
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円	勤続年数3年以上の職員が一定以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月あたりの総数に8.3%を乗じた単位数	介護職員の賃金改善を実施している場合
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月あたりの総数に2.7%を乗じた単位数	介護職員の賃金改善を実施している場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月あたりの総数に2.7%を乗じた単位数	介護職員の賃金改善を実施している場合

## その他の経費

★C

施設利用に係る費用とは別に、個々のご利用者に発生する各種の費用があります。

○居室内に家電製品を別途お持ち込みされた場合は、その1ヶ月分の電気代を頂きます。

○日用衛生用品として必要な物品をご購入頂いております。

○持病のある方、体調を維持する為のお薬が欠かせない方等、高齢に伴う様々な医療との関わりに必要な費用。

○施設内で行われる行事等で特別に係る費用をご負担頂く場合があります。

○お洗濯、オムツ、入浴に必要な物品は基本的に施設サービス利用費に含まれますが、ウールなど特別な衣料品のクリーニング代や個別的に必要なとされるシャンプーなどはご負担いただきます。

### 係る費用の大まかな算定例 (30日分)

★A サービス利用料 + ★B 加算 + ★C その他経費 = 自己負担額合計

(例)

<要介護3で負担割合1割、負担限度額認定証で居住費820円、食費390円の方>

$$\begin{aligned} (\text{★Aサービス利用料}) 60,090\text{円} + (\text{★B加算分}) 5,996\text{円} \times 1 + (\text{★Cその他経費}) 5,300\text{円} \times 2 \\ = 71,386 \text{ 約}72,000\text{円} \end{aligned}$$

※1：加算分は施設のサービス提供状況、実際の状況によって変動します。

ここでは目安として、日常生活継続支援加算Ⅱ、看護体制加算(Ⅰ)、看護体制加算(Ⅱ)、夜勤職員配置加算(Ⅱ)、個別機能訓練加算、栄養マネジメント加算、口腔衛生管理体制加算他2項目を算定し、所定の計算方法にて円で記しています。

※2：その他経費は、実際の状況によって変動します。

ここでは目安として、

例) 診察代600円+お薬代3,000円+行事費200円+衛生用品+1,500円=5,300円  
としております。

## その他の経費

施設利用に係る費用とは別に、個々のご利用者に発生する各種の費用があります。

○居室内に家電製品を設置した場合は、その1ヶ月分の電気代を頂きます。

○日用衛生用品として必要な物品をご購入頂いております。

○持病のある方、体調を維持する為のお薬が欠かせない方等、高齢に伴う様々な医療との関わりに必要な費用。

○施設内で行われる行事等で特別に係る費用をご負担頂く場合があります。

○お洗濯、オムツ、入浴に必要な物品は基本的に施設サービス利用費に含まれますが、ウールなど特別な衣料品のクリーニング代や個別的に必要なとされるシャンプーなどはご負担いただきます。

### 係る費用の大まかな算定例 (30日分)

<要介護3で負担割合1割、負担限度額認定証で居住費820円、食費390円の方>

施設サービス利用料23,340円+居住費24,600円+食費11,700円+加算分5,996円※1=★65,636円

その他費用：例) 診察代600円+お薬代3,000円+行事費200円+衛生用品+1,500円=★5,300円

合計 (★65,636+★5,300=70,936) 約71,000円

<要介護3で負担割合1割、負担限度額認定で居住費1,310円、食費650円の方>

施設サービス利用料23,340円+居住費39,300円+食費19,500円+加算分5,996円※1=★88,136円

その他費用：例) 診察代600円+お薬代3,000円+行事費200円+衛生用品+1,500円=★5,300円

合計 (★88,136+★5,300=93,436) 約94,000円

<要介護3で負担割合2割、負担限度額認定のない方>

(施設サービス利用料23,340円+加算分5,996円※1) × 2 = ★58,672円

居住費60,180円+食費43,350円=◇103,530円

その他費用：例) 診察代1,800円+お薬代9,000円+行事費200円+衛生用品+1,500円=★12,500円

合計 (★58,672+◇103,530+★12,500=174,702) 約175,000円

※1：加算分は施設のサービス提供状況、実際の状況によって変動します。

ここでは目安として、日常生活継続支援加算Ⅱ、看護体制加算(Ⅰ)、看護体制加算(Ⅱ)、夜勤職員配置加算(Ⅱ)、個別機能訓練加算、栄養マネジメント加算、口腔衛生管理体制加算他2項目を算定し、所定の計算方法にて円で記しています。